

大阪市個人の市民税に係る特例給付金の支給に関する条例の一部を改正  
する条例案

大阪市個人の市民税に係る特例給付金の支給に関する条例（平成23年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条中「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に改め、「（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削る。

第9条第3項中「14.6パーセントの割合」を「14.6パーセントの割合（各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）」に改め、同項ただし書中「特例基準割合が」を「特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合が」に、「（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「に年1パーセントの割合を加算した割合」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市個人の市民税に係る特例給付金の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条及び第9条第3項の規定は、改正後の条例第6条に規定する加算金及び改正後の条例第9条第2項の延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、当該加算金及び当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年 5 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

特例給付金の支払に係る加算金及び返納に係る延滞金の割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市個人の市民税に係る特例給付金の支給に関する条例 (抄)

(加算金)

第6条 市長は、特例給付金の支払をする場合には、第4条第1項又は第2項の規定により特例給付金請求書が提出された日の翌日から起算して3月を経過する日又は支給決定をした日の翌日から起算して1月を経過する日のいずれか早い日の翌日から当該特例給付金の支払のための支払決定の日までの期間の日数に応じ、その金額に年7.3パーセントの割合（各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条 当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算しント

た割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて計算した金額（以下「加算金」という。）を、その支払をすべき金額に加算するものとする。

(特例給付金の返納等)

第9条 省 略

2 省 略

3 前項の延滞金の額は、特例給付金の納期限の翌日から当該特例給付金を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の特例給付金の額に年14.6パーセントの割合（各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した額とする。ただし、納期限の翌日から起算して2月を経過する日までの期間については、その未納の特例給付金の額に年7.3パーセントの割合（各年の特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に年1パーセントの割合0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて計算した額とする。合を加算した割合